

※ 登録番号	第1371号 (令和5年8月31日)	
1.投資顧問業の種類	一般不動産投資顧問業 総合不動産投資顧問業	
2.法人・個人の別	法人 個人	
(ふりがな) 3.商号又は名称	かぶしがいしやさんずはうじんぐ 株式会社Sunsハウジング	
(ふりがな) 4.氏名 (法人である場合は代表者氏名)	やはた のぶたか 八幡 信孝	
5.資本金額	9,750万円	
6.役員		
(ふりがな) 氏名	役職名	常勤・非常勤の別
やはた のぶたか 八幡 信孝	代表取締役	常勤 非常勤
つじ ごうじ 辻 剛治	専務取締役	常勤 非常勤
まつしま たかき 松島 孝喜	常務取締役	常勤 非常勤
やはた よしひさ 八幡 芳久	取締役	常勤 非常勤
おおした かずひろ 大下 一宏	取締役	常勤 非常勤
はまだ よしお 浜田 淑生	監査役	常勤 非常勤

(記載上の注意)

- 「※登録番号」には、記載しないこと。
- 「1.投資顧問業の種類」は、該当するものに○印を付けること。
- 「2.法人・個人の別」は、該当するものに○印を付けること。
- 「3.商号又は名称」、「4.氏名」
 - 法人は商号を「3.商号又は名称」に記載し、個人は氏名を「4.氏名」に記載すること。
 - 個人は、「3.商号又は名称」に、商号登記をしている場合はその商号を、商号登記をしていない場合は、屋号等の名称を記載することができる。
 - 外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称名がある場合は、「4.氏名」に()書きで併せて記載することができる。
- 「5.資本金額」には、出資総額を含む。
- 「6.役員」について、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第2面の次に添付すること。

(第3面)

7. 第4条第1項第3号又は第4号に規定する重要な使用人

(ふりがな) 氏名 (使用人の種類)	職名	統括する業務の別
こまつ しんたろう 小松 新太郎 助言業務を行う者 投資判断を行う者		投資判断・助言・売買・貸 貸等
計 1 名		

(記載上の注意)

- 1 第4条第1項第3号に規定する重要な使用人の種類(営業所の業務を統括する者、不動産の価値の分析又は当該分析に基づく投資判断を行う者、助言の業務を行う者、判断業務統括者等)を「氏名」に付記することとし、複数の種類に該当する場合は、その該当するすべての種類を付記すること。
- 2 「統括する業務の別」には、判断業務統括者が統括する業務の別(投資判断、売買、貸借、管理等)を記載すること。
- 3 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に記載すること。

(第4面)

8. 不動産投資顧問業を営む営業所の名称及び所在地

名 称	設置年月日	所 在 地
株式会社Sunsハウジング	1991年7月13 日	〒730-0051 広島県広島市中区大手町五丁目2番22号 電話 082-241-1100 F A X 082-541-1944
計 1 店		

(記載上の注意)

- 1 「名称」には、主たる営業所及びその他の営業所を、それぞれ区分して記載すること。
- 2 「所在地」には、その営業所の電話番号を併せて記載すること。
- 3 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。

9.業務の方法

1.	投資助言業務は、次のような不動産を対象として行う。 ① 種類：住宅用・業務用・商業施設等不動産全般 ② 規模：問わない ③ 地域：主に広島及び全国
2.	助言の方法 助言方法は、単発的な取引に係る助言及び一定期間継続的な資産運用に係る助言等
3.	報酬体系
◆単発的な取引に係る助言	
報酬＝（一日当たりの人件費（①）×従事日数）＋直接経費（②）＋間接経費（③）＋技術料（④）＋特別経費（⑤）	
① 人件費	一人当たり＝30,000円
② 直接経費	当社標準額＝5,000円×従事日数
③ 間接経費	当社標準額＝5,000円×従事日数
④ 技術料	当社基準の不動産概算価格に下記の料率を乗じた額とする
5億円以下	5%（別途消費税）
5億円を越え10億円以下	4%（別途消費税）
10億円を超える部分	3%（別途消費税）
⑤ 特別経費	実費相当額とする（出張旅費等）
◆一定期間継続的な資産運用に係る助言	
報酬＝技術料（①）÷12ヶ月×日数（一ヶ月単位）＋特別経費（②）	
① 技術料	当社基準の不動産概算価格に下記の料率を乗じた額とする
5億円以下	5%（別途消費税）
5億円を越え10億円以下	4%（別途消費税）
10億円を超える部分	3%（別途消費税）
② 特別経費	実費相当額とする（出張旅費等）
※ 一定期間継続的な資産運用に係る助言については最低期間を3か月とし、以後1か月単位とする。	
4.	報酬の受領時期 単発的な取引に係る助言の場合は、契約締結時に着手金を、提案書提出時に残額を一括にて支払い。尚、着手金の額については契約締結時まで協議のうえ決定する。 一定期間継続的な資産運用に係る助言の場合は、約定額を毎月月末までに支払い。

(記載上の注意)

次の各項目につき記載すること。

- 投資助言業務又は投資一任業務の対象となる不動産の種類（例：業務用ビル、商業施設、住宅等）、規模及び所在する地域
- 助言の方法（例：単発的な取引に係る助言、一定期間継続的な資産運用に係る助言等）
- 報酬体系
 - 顧客が不動産投資顧問業者へ支払う報酬の定め方を具体的に金額を明示して記載すること。
 - 会費制の場合において会費の額により助言の内容及び方法が異なる場合は、当該内容及び方法を会費額別に具体的に記載すること。
 - 成功報酬体系を採用の場合は、その報酬の算出方法、売買の確認方法を具体的に記載すること。
- 報酬の支払時期
- 匿名組合、信託及び特定目的会社等を用いる場合はその方法
- 総合不動産投資顧問業者の登録をしようとする者にとっては、不動産の運用実績の開示について、GIPS基準（資産運用会社による運用実績の公正な表示と完全な開示を確保するために定められた国際共通基準をいう。）に準拠表明をしたものである場合には、その旨

1 0.既に有している免許、許可又は登録

業の種類	免許等の番号	免許等の年月日
1. 金融商品取引法第29条の登録		
2. 宅地建物取引業法第3条第1項の免許	広島県知事 (4) 第9409号	令和3年9月1日
3. 不動産特定共同事業法第3条第1項の許可		

(記載上の注意)

1から3までのうち該当するものに○印を付け、その免許等の番号、年月日を記載すること。

1 1.不動産投資顧問業以外の事業の種類及び内容

1. 住宅の建設及び販売
2. 建設業法別表第一に掲げる全ての建設工事の請負、施工、設計及び監理
3. 不動産の売買、賃貸、交換、管理及びそれらの仲介
4. 土地の造成及び開発
5. 住宅建材及び住宅機器の販売
6. 木材の売買及び製材加工販売
7. 不動産に関するコンサルティング業務
8. 投資運用及び投資助言に関する業務
9. 有価証券の売買及び売買の媒介に関する業務
10. 有価証券の募集、私募及び募集、私募の取り扱いに関する業務
11. マンション及びビル等不動産の保守、管理及び各種清掃
12. マンション及びビルの建設計画並びにその関連する環境及び地域問題に関する研究及びコンサルタント業務
13. マンション及びビルの情報処理サービス業並びに情報提供サービス業務
14. マンション及びビルの入居者に対するファックス、ワープロ、パソコン及びコピー利用に関するコンサルタント業務
15. マンション及びビルの入居者に対する清掃用品、消火器等の斡旋及び販売業務
16. 古物売買に関する業務
17. 労働者派遣事業
18. 損害保険代理店業務
19. 生命保険の募集に関する業務
20. 飲食店業
21. 旅行斡旋業
22. 上記各号の事業を営む会社その他法人等の株式又は持分の取得及びこれによる当該事業活動の支配、管理、指導、支援並びにこれに付帯又は関連する業務
23. 上記各号に付帯関連する一切の業務

(記載上の注意)

- 1 日本標準産業分類表細分類又は定款の内容に従って記載すること。
- 2 第6条第2項第2号カの不動産投資事業については、当該事業の対象となる不動産の種類、規模及び所在する地域を記載すること。

1.2. 主要株主の商号、名称又は氏名及び住所

(ふりがな) 商号、名称又は氏名	保有する株式の数又は出資 の金額	割合	住 所
(株) Sunsハウジング	67,754株	34%	広島市中区大手町5 -2-22
(公財) 八幡記念育英 奨学会	47,330株	24%	広島市中区大手町4 -6-16
(株) 山陽ビル	20,000株	10%	広島市中区大手町4 -6-16
八幡 典子	15,500株	7%	
辻 剛治	10,000株	5%	

(記載上の注意)

- 1 「主要株主」とは、法人の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五以上の株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。
- 2 「割合」とは、保有する株式の数又は出資の金額の発行済株式の総数又は出資の総額に対する百分比をいう。
- 3 実質的に保有する株式の数又は出資の金額の多い順に記載すること。
- 4 名義を親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族）に分割している場合は、合算した株式の数又は出資の金額を「保有する株式の数又は出資の金額」に、その合算した割合を「割合」に（ ）書きで記載すること。
- 5 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第8面の次に添付すること。

13. 役員^の兼職^の状況

(ふりがな) 役員 ^の 氏名	常務 ^に 従事 ^{している} 他の会社 ^の 商号 ^{及び} 業務 ^{の種類} 又は他に営 ^{んでいる} 事業 ^{の種類}
やはた のぶたか 八幡 信孝	株式会社サンテック 電気設備工事業 電気工事設計施工請負 他
はまだ よしお 浜田 淑生	株式会社山陽ビル 不動産業 (不動産賃貸業・管理業)

(記載上の注意)

- 1 「常務^に従事^{している}他の会社^の商号^{及び}業務^{の種類}又は他に営^{んでいる}事業^{の種類}」の業務^{の種類}又は他に営^{んでいる}事業^{の種類}は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。
- 2 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載してその書面を第9面の次に添付すること。